

様式第3号（第13条関係）

会 議 録

会議の名称	令和7年度朝霞市地域公共交通協議会 福祉部会（第2回）		
開催日時	令和7年8月7日(木)	11時00分から 11時30分まで	
開催場所	朝霞市民会館「ゆめぱれす」 会議室304		
出席者の職・氏名	(出席委員3名) 並木委員、渡辺委員、深澤委員 (参考人2名) 稲生氏（朝霞・志木地区タクシー協議会）、渡邊氏（長寿はつらつ課） (事務局5名) 松岡都市建設部長、村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長、 金井係長、堀内主査、須藤主任		
欠席者の職・氏名	(欠席委員1名) 大橋委員		
議題	報告事項 (1) 専門家及びバス事業者へのヒアリング結果について 議題 (1) タクシー補助の検討について		
会議資料	・朝霞市地域公共交通協議会 福祉部会 次第 ・資料1 福祉部門における取組状況（各種移動支援） ・資料2 他市のデマンド交通の実施状況（タクシー補助形式）		
会議録の 作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	☐ 要点記録		
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 ヶ月	
	会議録の確認方法 出席者による確認		
傍聴者の数	3名		

◎ 開会

（司会：須藤主任）

ただいまから「朝霞市地域公共交通協議会 福祉部会」を開催する。

本部会につきましては、会議後に議事録を作成する都合上、録音や撮影をすることを御了承いただきたい。

それでは、次第に沿って進めていく。福祉部会は2回目の開催となるが、改めて事務局から構成員を紹介させていただく。

———構成員紹介———

次に、部会長についてだが、朝霞市地域公共交通協議会部会設置要綱第5条第1項の規定に基づき、部会長は「委員の互選によって定める」こととなっている。前回の福祉部会で並木委員が部会長として選出されたが、今回も並木委員を部会長として議事を進行していきたいと思うがよろしいか。

———「異議なし」の声あり———

（司会：須藤主任）

異議なしとのことであるため、早速だが並木委員に議事の進行についてお願いする。

（並木部会長）

承知した。皆様よろしく願います。

それでは早速だが会議に入る前に、皆様にお諮りする。

本会議は市の傍聴要領により、会議は原則公開となっている。本日傍聴者の方には傍聴要領を確認いただいた上で入室いただいている。なお、傍聴者については、傍聴要領に基づき、発言などの行為は認められないので、御了承いただきたい。

また、朝霞市地域公共交通協議会部会設置要綱第6条4項「部会は必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる」との規定に基づき、参考人として、朝霞・志木地区タクシー協議会会長の稲生様と朝霞市福祉部ワーキンググループに参加いただきたいと思うがよろしいか。

———「異議なし」の声あり———

（並木部会長）

異議等がなかったので参加いただいて進める。

本日は前回の福祉部会で今後の検討課題となった「タクシー補助について」検討する。

それでは、会議次第に沿って、議事を進める。

最初に報告事項（1）「専門家及びバス事業者へのヒアリング結果について」事務

局より説明をお願いします。

◎ 報告事項（１）専門家及びバス事業者へのヒアリング結果について

（事務局：金井係長）

それでは、事務局で専門家及びバス事業者へのヒアリングを行った結果について報告させていただく。まず、専門家については福祉部会の議論を深めていくに当たり、埼玉県に福祉移送サービスの専門家の紹介を依頼した。その結果埼玉県移送サービスネットワーク代表の笹沼氏を紹介いただき、先日オンライン会議にて笹沼代表と同事務局の鈴木氏へ現在の取組状況について相談させていただいた。相談内容としては、前回の福祉部会で議論した現在当市で都市建設部が行っている面的な交通ネットワークの構築と、福祉部が行っている各種移動支援の、その対象の狭間にいる方への支援が課題になっていることと、移動支援の中で現状「タクシー補助」について掘り下げて検討を進めていくこととなったことを説明した上で、御意見を求めた。笹沼氏からは、現在検討を深めている「タクシー補助」については、有効な移動支援の１つであるという見解をいただいた。その一方で「タクシー補助」に限らず、１つの移動支援だけをもってそのような移動に困っている方の様々な課題が全て解決するというわけではないため、現状行っている様々な移動支援と組み合わせて行っていくことが重要であるとのことだった。その他にも、移動支援については、外出支援が介護予防につながるという視点も、福祉的視点として重要ではないかという助言をいただいた。例えば、サロンなどの集まりに参加するなど元気な高齢者が、その状況を維持していくことが、国（厚生労働省）の方向性となっているという話もいただいた。また、前回の部会で議論した「道路運送法の許可を要しない運送」を、笹沼氏が所属する埼玉県移送サービスネットワークでも行っており、今後そういった担い手を増やしていくことも重要ではないかという御意見をいただいた。また、市の予算の現状についても説明したところ、予算に限りがある中では、そういったサービスを行うに当たってはその対象や条件を定めていく必要があるという助言をいただいた。専門家へのヒアリングの結果は以上である。続いてバス事業者については、本市で路線バスを運行している３社（西武バス、東武バスウエスト、国際興業）にそれぞれ個別にヒアリングを行った。バス事業者３社とも共通して、今回検討している移動支援はバス停まで行くことが困難な方が対象のため、普段路線バス等を利用する客層と異なるということで御理解いただいた。併せて、ＡＩデマンド交通やグリーンスローモビリティ等の様々なサービスを他の自治体では実施しているが、今回掘り下げて検討していくとした「タクシー補助」のように既存のインフラを活用していくほうがよいのではないかと御意見もいただいた。報告は以上である。

（並木部会長）

ただいまの事務局からの説明について、皆様から御意見、御質問等はあるか。

——意見・質問等なし——

（並木部会長）

事務局の説明をまとめると、専門家からの御意見として埼玉県移送サービスネット

ワーク代表の笹沼氏に伺ったところ、「タクシー補助」は移動支援として有効であるとの回答だった。また「タクシー補助」に限らず様々な支援サービスを複合的にやっていくことが望ましいとの御助言をいただいた。併せて、国は外出を支援することが介護予防につながるという施策方針であることや、ボランティアの運転手等、移動支援の担い手を増やしていくことも検討してはどうか等の御助言もいただいた。その他にも、予算については移動支援の対象者を絞ったり、上限を設定することが有効であるとの御意見をいただいた。またバス事業者からは、利用者は重複しないということで、「タクシー補助」について特に反対はなかった。以上の内容でよろしいか。

(事務局：金井係長)

そのとおりである。

(並木部会長)

承知した。では、皆様から他に御質問等がないようであれば議事を先に進める。

議題(1)「タクシー補助について」事務局より説明をお願いします。

◎ 議題(1) タクシー補助について

(事務局：金井係長)

本日配布している資料を踏まえながら説明させていただく。資料1(A4サイズ)を御覧いただきたい。こちらは前回の福祉部会でも説明したが、1枚目は現在福祉部門で行っている様々なサービスの内容である。裏面は、公共交通部門と福祉部門で行っている公的負担の現状について示したものである。一番右側を見ていただくと、令和7年度の予算額ベースで合計で約1億8,900万円となり、約2億円近い公的負担を現状行っていることとなる。

また、資料2(A3サイズ)で配布したものは、県内他市のタクシー補助形式のデマンド交通、つまり今回本市において掘り下げて検討していこうしている制度の実施状況で、主な自治体の事例をまとめたものである。こちらで挙げたものは、東松山市、鴻巣市、志木市、富士見市の4市であるが、それぞれが「タクシー補助」という方法で、利用対象者が負担する料金形態や利用回数などについて各市差を設けながら支援を行っている。本市においてもこれらの事例を踏まえて検討を深めていく必要があると思うので、本議題の中で皆様に御議論いただきたい。よろしくお願いします。

(並木部会長)

ただいまの事務局からの説明について、皆様から御意見、御質問等はあるか。

——意見・質問等なし——

(並木部会長)

資料2についてだが、特徴として日曜日と祝日は運休している市が多いと感じた。また、東松山市と鴻巣市以外は対象者を限定していること、ほとんどの自治体で利用者の自己負担が1回500円以上発生していることが分かる。この4市の中で、朝霞市の面積(18.38km²)と近いのは富士見市(19.7km²)で、人口も朝霞市が約14万4千人、富士見市が約11万3千人とのことで割と近いと感じる。

皆様から特に御質問等がなければ、一旦私からお話しさせていただく。前回の部会においてはA I オンデマンド交通、ライドシェア、スローモビリティ、ボランティア等による道路運送法の許可や登録を要しない運送など、様々な交通手段を検討した中で、1番に安全面、さらに費用面においても「タクシー補助」が一番良い方法という結論に至った結果、「タクシー補助」について今後検討を進めていくという結論になった。そして、この議論を進めていく中で2点の懸案事項があった。1点目はタクシー運転手の人材確保、もう1点は運営していく上での予算の確保。この2点についてが、前回開催した福祉部会で持ち越した課題であるため、本日はこの2点の課題について皆様に御検討いただきたい。

ここで私から稲生会長に伺いたい。例えば、近隣の志木市や富士見市で実施しているような「タクシー補助」を朝霞市でも実施したいとなった場合、朝霞志木地区タクシー協議会の皆様に御協力をいただいて運用することは可能か。

(参考人：稲生氏)

朝霞志木地区タクシー協議会としても、是非協力していきたいと考えているので、「タクシー補助」について前向きな議論をお願いしたい。

(並木部会長)

御回答感謝申し上げます。稲生氏から御協力いただけるとの御回答をいただいたので、1点目の課題としていたタクシー運転手の担い手については解決できる見込みであると判断したい。

次に2点目の課題である予算の確保について議論を進めたい。事務局において、これまで検討した経緯があったら説明願いたい。

(事務局：金井係長)

改めて資料1の裏面を御覧いただきたい。繰り返しとなるが、市では公共交通部門と福祉部門で約1億8,900万円の財政支援を行っているところである。また、福祉部門では、高齢者や障害がある方を対象にきめ細やかな移動支援を行っている。こうした取組に、現在協議している新たな移動支援としてそのまま「タクシー補助」を加えると、更なる財政負担となるため、検討した中では現在の負担水準の中でやり繰りをしていくことが現実的ではないかと考える。

(並木部会長)

現在の負担水準の中でということは、資料1の裏面にある棒グラフを見ると令和7年度は約1億8,900万円となっているが、この数字の枠内でやり繰りをするという考えでよろしいか。

(事務局：金井係長)

そのとおりである。この数字の枠内で実施できればと考えている。

(並木部会長)

承知した。今の本市の財政状況の報告書を見ると、財務指標の1つである経常収支比率が97%を超える状況であることを確認している。これは経常的な経費に、経常

的な一般財源がどの程度充当されているかを示す指標であり、９７％というのは非常に高い水準である。経常的な経費にお金がかかってしまうと、新たな市民サービスの提供に使える財源が少ないということを意味する。また、扶助費（福祉的サービス費）の支出額も年々増加しており、令和４年度と令和５年度の決算を比較すると１年間で１４億６，０００万円の増加、令和６年度の決算もこれから出るが、令和５年度と令和６年度の決算の比較においても同様の推移で増加すると見込んでいる。そうすると、資料１の表に福祉部門で現在実施している移動支援、高齢者の自立支援や障害者の福祉助成等の記載があるが、これらを含めて財源を捻出することが現実的であるということになる。

このことについて、委員の皆様から何か御意見はあるか。

（渡辺委員）

資料１の１番上にあるバス・鉄道共通ＩＣカードへのチャージ料の交付は、７０歳以上の全ての高齢者に対し一律に給付している。広範囲に支援している反面、福祉の移動支援を受けられない方のような、真に移動支援が必要な方に対して十分に支援ができていないように感じる。そのため、この辺の予算を活用できればよいと思うがいかがか。

（深澤委員）

私も渡辺委員と同意見である。また、このバス・鉄道共通ＩＣカードへのチャージ料の予算を活用するとした場合、既存の予算額の中で移動支援を行うのであれば、対象などに一定の制約を設ける必要があると考えるがいかがか。

（事務局：金井係長）

制約の部分については、資料２の表を改めて御覧いただきたい。こちらを見ると、利用対象者については７０歳以上の高齢者等の制限を設けている自治体が多い。また料金については、自治体によって距離に応じたサービスや、例えば富士見市ではタクシー料金の半額を補助する方法等、補助の内容についても差を設けている状況である。利用回数についても東松山市や志木市は制限がない一方、鴻巣市は月８回、富士見市は年１２回という制約を設けている。このことより、先程御指摘いただいた、限られた予算の中でどのような対象にサービスを提供していくのかということは、詳細な制度設計が必要であると考えている。また、富士見市の面積が１９．７㎢で本市に近い状況もあり、また一定の制限を設けている状況も踏まえると、富士見市を参考にしながら設計を深めていきたいと考えている。また、この各自治体は実施からそれぞれある程度の年数が経過しているが、実施当初の資料を拝見すると最初は実証実験という形式で、期間を区切って実施している様子も見受けられたので、実施に当たってまずは実証実験という方法も踏まえながら、その上で利用実態等を確認しつつ、朝霞市に合った制度設計を実施できればと考えている。

（並木部会長）

委員の皆様から他に何か御意見はあるか。

(参考人：渡邊氏)

資料２で４つの自治体を挙げていただいたが、やはり先行自治体ということで実際に話を伺ってみたり、視察に行ってはどうか。

(事務局：金井係長)

福祉のワーキンググループでも先進自治体の視察等を行っているが、先進自治体では実施に当たり運用面の課題や注意点、実際に使っている皆様からの率直な声などを集約していると考ええる。そのため、直接伺ってお話を聞くことで学べる点は大いにあると思うので是非伺いたい。また、そこで得た知見を制度設計に反映していきたい。

(並木部会長)

ただいまの事務局からの説明について、皆様から御意見、御質問等はあるか。

——意見・質問等なし——

(並木部会長)

特になければここで一旦これまでの議論を整理したい。まず、タクシー事業者の担い手の確保については、先程稲生会長から協力可能とのお言葉をいただいた。そして予算については、資料１の表の一番上に記載のある既存のバス・鉄道共通ＩＣカードへのチャージ料を活用してはどうかとの御意見があったので、今後市の財政担当と予算措置の協議をしていただきたいと思います。

それでは、本日までの福祉部会における議論については、８月２１日に開催される地域公共交通協議会において、高齢者を対象とした新たな移動支援として「タクシー補助」で検討を進める方向性である旨を報告したいと考えるがいかがか。

——「異議なし」の声あり——

(並木部会長)

本日の議論において、限りある予算の中での取組となるため、制度の運用に当たっては一定の制約が必要との意見があった。今後はそのような意見を踏まえながら制度設計について引き続き検討を進めていきたいと思うが事務局はいかがか。

(事務局：村沢審議監)

本日いただいた御意見を踏まえ、先進自治体、中でも本日配布した資料のとおり人口や特に面積の規模が当市に近い富士見市やその他自治体にヒアリングを行いながら、「タクシー補助」の対象者や利用回数等について詳細な制度設計をし、１０月頃に開催を予定する次回の福祉部会において検討した内容を報告したいと考えている。また、今回専門家等に御意見を伺い、バス停までの移動が困難かつ福祉の支援も受けられない、でもどうにか移動したいという方に対し、手厚い移動支援ができるような「タクシー補助」の制度設計をする必要性を感じた。このため、まずは実験的に実施しながら利用者の意見を伺い、本当に「タクシー補助」による移動支援が必要なのはどのような方なのかということを探りながら進めていきたい。

(並木部会長)

委員の皆様から他に何か御意見等はあるか。

(事務局)

今回朝霞市シニアクラブ連合会の大橋委員が欠席だったので、これまでの議論した内容と今後の方向性について説明し、御意見等を伺いたいと考える。また、福祉部会の第3回目の開催は10月頃を予定している。

(並木部会長)

他に御意見等ないようであれば、進行を事務局にお返しする。

(事務局：須藤主任)

以上で福祉部会を終了とする。

本日は御協議いただき、感謝を申し上げます。

以上